

半田市開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

令和八年一月三十日

半田市長 久世 孝宏

半田市規則第五号

半田市開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

半田市開発登録簿閲覧規則(平成十年半田市規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時まで」を「午前九時から午後四時まで」に改める。

附 則

「」の規則は、令和八年一月一日から施行する。